

公示番号：180293

国名：ボツワナ

担当部署：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム

案件名：地デジ化全国展開（アナログ停波戦略）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：アナログ停波戦略

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2018年10月上旬から2020年5月下旬まで

(2) 業務 M/M：国内 1.20M/M、現地 12.50M/M、合計 13.70M/M

(3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 4日、現地業務 45日、国内整理 2日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 2日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 2日
- ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 2日
- ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 4日

本業務においては5回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：2018年9月19日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年10月2日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
- (計 100点)

類似業務	放送技術に関する業務
対象国／類似地域	ボツワナ国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ボツワナ国では、大統領府・ガバナンス・行政省（Ministry of President Affairs, Governance and Public Administration）の下に放送サービス局（DBS：Department of Broadcasting Services）が設けられており、DBSがボツワナテレビ（BTV：Botswana Television）を運営、国営放送を実施している。BTVの地上波テレビ放送は現在人口の約85%をカバーしており、国民に一度に情報を伝達することができる重要なメディアとなっている。

ボツワナ政府は地上デジタル放送の方式決定において、データ放送で優位性があることや、同一送信機から携帯端末向けワンセグ放送も可能であること等を評価し、2012年2月、アフリカで初めて日本方式（ISDB-T）を採用する事を発表した。このような背景の下、我が国は「地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト」（2014年～2016年）を実施しており、地上デジタル放送に対応した番組制作能力の向上と、デジタル放送移行に必要な各種計画・マニュアル（アナログ放送停止計画・広報計画・コールセンター運営マニュアルを含む）の策定に関して能力向上を図ってきた。国際電気通信連合からの勧告に合わせる形で、ボツワナ国においては2015年6月に地上デジタル放送が開始された一方、地上デジタル放送用の受信機が市場に広く普及していないこともあり、アナログ放送停止（アナログ停波）の実施が遅れている。デジタル放送とアナログ放送を併用する期間が長く継続すると放送局の負担が増加することから、早期のアナログ停波が求められている。また、アナログ停波にあたっては、その内容が国民に広く周知されていることが実施の前提条件となる。しかしながら、ボツワナ通信規制庁は独力で普及啓発活動・アナログ停波を行う技術と経験が不足している。

このような状況から、ボツワナ政府はデジタル放送完全移行を達成した我が国に対し、アナログ停波及びその内容の普及啓発活動に係る個別専門家の派遣が要請され、2017年3月から2018年3月までの間に、3回にわたり個別専門家を派遣した。派遣による支援の結果、ハンジ・マウンの2都市でアナログ停波リハーサルが実行された。また、ボツワナ全国アナログ停波に向けての方針および全国アナログ停波計画を策定した。しかしながら、計画的な全国アナログ停波に向けては、デジタル送信網の適切

な維持管理、受信機の普及等の課題が引き続き存在している。ボツワナ政府は、地上デジタル放送を含む ICT セクターが経済の発展と多様化にとって重要な役割を果たすと考えており、アナログ停波を完了させ、完全にデジタル放送に移行させることが最も優先すべき事項として認識されている。かかる状況のもと、アナログ停波個別専門家の後任案件が日本政府に要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ボツワナ国大統領府・ガバナンス・行政省放送サービス局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、同機関の放送エンジニア 1 名をマネージャーとし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P 機関職員に対しアナログ停波に係る戦略指導、技術的指導・助言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2018 年 10 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ボツワナ政府作成の関連報告書、国内資料等を参照し、ボツワナ国地上デジタル放送日本方式実施の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「ボツワナ国地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト」の活動及び同プロジェクトの中で作成された計画・マニュアル類）の概要、個別専門家「地上デジタル放送日本方式アナログ停波アドバイザー」の報告書の内容を把握・分析する。
- ② JICA 社会基盤・平和構築部及びボツワナ支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含む業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部による確認の後、提出する。併せて、ボツワナ支所にもデータを送付する。

（2）第 1 次現地業務期間（2018 年 10 月中旬～2018 年 12 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ボツワナ支所、C/P 機関に業務計画書を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② C/P 機関からボツワナ国における地上デジタル放送への移行の進捗状況（受信機の普及状況を含む）に関する情報収集、ヒアリングを行い、現状を把握する。特に、「地上デジタル放送日本方式アナログ停波アドバイザー」専門家業務の完了後から第 1 次派遣時までの状況を把握し、必要に応じて業務計画書を修正する。
- ③ 「地上デジタル放送日本方式アナログ停波アドバイザー」業務の中で作成されたアナログ放送停波（以下、ASO）計画と②で把握した進捗状況を比較して、遅延あるいは問題が生じている箇所を確認し、課題を抽出する。
- ④ ③で抽出された課題に対し、対応策を C/P 機関と共同で検討し、今後の活動の対処方針を立案する。立案の際には以下についても含めること。
 - ASO 計画の見直し
 - 計画に沿った ASO の継続的実施に向けた C/P 機関職員への技術及び管理に関する指導
 - デジタル送信網の障害改善に関する支援及び職員への技術的・管理面に関する指導
 - ASO 基準を満たすためのセットトップボックス（デジタル放送やブロー

ドバンド放送等を、一般のテレビで視聴可能な信号へと変換する装置)
確保・普及促進の方法

- アナログ停波の適切な試行やコールセンターの運営を含むアナログ停波に向けた普及啓発・広報（地上デジタル放送の国民への認知向上を含む）
 - 技術者あるいは非技術者に向けた ASO 実施・地デジ普及広報に関するワークショップやセミナーの実施計画
- ⑤ ④で立案した方針のうち、第 1 次現地業務期間の中で実施可能なものがあれば実施する。
 - ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑦ JICA ボツワナ支所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3）第 1 次国内整理期間（2019 年 1 月中旬）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 社会基盤・平和構築部に提出し、報告する。

（4）第 2 次国内準備期間（2019 年 1 月下旬）

第 2 次派遣業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部による確認の後、提出する。併せて、ボツワナ支所にもデータを送付する。

（5）第 2 次現地派遣期間（2019 年 2 月上旬～5 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ボツワナ支所、C/P 機関に業務計画書を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第 1 次派遣期間までで策定した計画のうち、第 1 次派遣期間終了から第 2 次派遣期間開始までの先方の要対処事項の進捗状況を確認する。必要に応じて、計画の改定を行う。
- ③ 業務計画に従って、第 2 次現地業務期間に実施すべき事項を実施する。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。報告書の中では、ボツワナ国におけるアナログ停波及び地上デジタル放送完全移行に係る課題をまとめるとともに、その課題解決の方法の提案を行うこと。（必要に応じて次期派遣の業務計画に反映）
- ⑤ JICA ボツワナ支所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（6）第 2 次国内整理期間（2019 年 5 月中旬）

第 2 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 社会基盤・平和構築部に提出し、報告する。

（7）第 3 次国内準備期間（2019 年 5 月下旬）

第 3 次派遣業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部による確認の後、提出する。併せて、ボツワナ支所にもデータを送付する。

（8）第 3 次現地派遣期間（2019 年 6 月上旬～2019 年 9 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ボツワナ支所、C/P 機関に業務計画書を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第 2 次派遣期間までで策定した計画のうち、第 2 次派遣期間終了から第 3 次派遣期間開始までの先方の要対処事項の進捗状況を確認する。必要に応じて、計画の改定を行う。
- ③ 業務計画に従って、第 3 次現地業務期間に実施すべき事項を実施する。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。報告書の中では、ボツワナ国におけるアナログ停波及び地上デジタル放送完全移行に係る課題をまとめるとともに、その課題解決の方法の提案を行うこと。（必要に応じて次期派遣の業務計画に反映）
- ⑤ JICA ボツワナ支所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（ 9 ） 第 3 次国内整理期間（2019 年 9 月中旬）

第 3 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 社会基盤・平和構築部に提出し、報告する。

（ 1 0 ） 第 4 次国内準備期間（2019 年 9 月下旬）

第 4 次派遣業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部による確認の後、提出する。併せて、ボツワナ支所にもデータを送付する。

（ 1 1 ） 第 4 次現地派遣期間（2019 年 10 月上旬～2019 年 12 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ボツワナ支所、C/P 機関に業務計画書を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第 3 次派遣期間までで策定した計画のうち、第 3 次派遣期間終了から第 4 次派遣期間開始までの先方の要対処事項の進捗状況を確認する。必要に応じて、計画の改定を行う。
- ③ 業務計画に従って、第 4 次現地業務期間に実施すべき事項を実施する。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。報告書の中では、ボツワナ国におけるアナログ停波及び地上デジタル放送完全移行に係る課題をまとめるとともに、その課題解決の方法の提案を行うこと。（必要に応じて次期派遣の業務計画に反映）
- ⑤ JICA ボツワナ支所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（ 1 2 ） 第 4 次国内整理期間（2020 年 1 月中旬）

第 4 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 社会基盤・平和構築部に提出し、報告する。

（ 1 3 ） 第 5 次国内準備期間（2020 年 1 月下旬）

第 5 次派遣業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部による確認の後、提出する。併せて、ボツワナ支所にもデータを送付する。

（ 1 4 ） 第 5 次現地派遣期間（2020 年 2 月上旬～2020 年 4 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ボツワナ支所、C/P 機関に業務計画書を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第4次派遣期間までで策定した計画のうち、第4次派遣期間終了から第5次派遣期間開始までの先方の要対処事項の進捗状況を確認する。必要に応じて、計画の改定を行う。
- ③ 業務計画に従って、第5次現地業務期間に実施すべき事項を実施する。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。報告書の中では、ボツワナ国におけるアナログ停波及び地上デジタル放送完全移行に係る課題をまとめるとともに、その課題解決の方法の提案を行うこと。（必要に応じて次期派遣の業務計画に反映）
- ⑤ JICA ボツワナ支所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出するとともに、今後のボツワナ国の地上デジタル放送分野の援助の方向性を提案し、意見交換を行う。

(15) 帰国後整理期間（2020年4月中旬）

第5次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 社会基盤・平和構築部に提出し、報告する。

JICA 社会基盤・平和構築部に専門家業務完了報告書（和文）を提出し、監督職員に報告するとともに、今後のボツワナ国の地上デジタル放送分野の支援の方向性を提案し、意見交換を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務計画書（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

提出先は JICA 社会基盤・平和構築部、JICA ボツワナ支所、C/P 機関とする。

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時に和文及び英文で、JICA 社会基盤・平和構築部、JICA ボツワナ支所、C/P 機関へ提出する。

なお、第5次現地業務結果報告書には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ 第1次から第5次派遣（準備期間、整理期間を含む）にわたる全業務に関する報告

- ・ ボツワナ国地上デジタル放送の改善及び全国アナログ停波に関する提言

(3) 専門家業務完了報告書

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務完了報告書（和文）を JICA 指定のフォーマットで作成し、2020年4月26日までに JICA 社会基盤・平和構築部及びボツワナ支所に提出する。

<提出書類一覧>

文書名	提出時期	形式
-----	------	----

①	業務計画書	業務開始時及び各派遣時	和文・英文ともに電子データ
②	第1次現地業務結果報告書	第1次現地業務後	英文・和文ともに電子データ
③	第2次現地業務結果報告書	第2次現地業務後	英文・和文ともに電子データ
④	第3次現地業務結果報告書	第3次現地業務後	英文・和文ともに電子データ
⑤	第4次現地業務結果報告書	第4次現地業務後	英文・和文ともに電子データ
⑥	第5次現地業務結果報告書	第5次現地業務後	英文・和文ともに電子データ
⑦	専門家業務完了報告書	2020年4月下旬	和文電子データ

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部及びボツワナ支所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒ハボロネ⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値（現地 12.50M/M、国内 1.20MM、渡航回数 5 回）を上限とします。ボツワナ国における地上デジタル放送用の受信機の普及状況が現地の活動に大きく影響することから、業務開始後も柔軟に現地業務日程の提案を行い、JICA と協議を行ったうえで日程の変更を行ってください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

あり（先方政府による）

- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
なし
- カ) 執務スペースの提供
DBS 内のオフィススペースを予定。(インターネット接続は不可)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当 JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム (TEL:03-5226-3196) にて配布します。

1. 要請書
2. ボツワナ国「地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト」事業完了報告書
3. ボツワナ国「地上デジタル放送日本方式アナログ停波アドバイザー」専門家業務完了報告書
4. 専門家業務完了報告書フォーマット

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボツワナ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上